

森林認証の考え方は、世界全体に広まりつつある。そして日本では

### FSC森林認証制度の狙い

森林認証制度とは「適正な森林管理」が行われていることを独立した第三者機関が審査・認証する制度です。FSCの森林認証制度はその一つであり、世界で最も広く展開している国際機関です。

FSC森林認証制度は、森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証し、認証された製品を消費者が購入することで、消費者も世界の森林保全に貢献できる仕組みとなっています。

「森林管理のためのFSCの10の原則と56の基準」に基づき、適切に管理された森林を認証します。

この制度には、世界中から林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合、林産物認証機関、環境団体など、様々な団体からの参加があります。

### FSCが対象とする森林は

FSCは世界中の森林を対象にした認証制度です。

林相、天然林・人工林に関わらず認証取得することができます。森林規模も、数ヘクタール程度の小規模森林から、1万ヘクタールを超える大規模森林まで、様々な森林が認証を取得しています。

### FSCロゴマークの価値

FSCでは認証がおりると、その森林でつくられる木材や木材製品にFSCのラベル（ロゴマーク）がつけられます。製品にラベルをつけることは、流通のどの過程でも「環境に配慮して生産された木材なのだ」と、簡単に見分けられることを意味します。

※ただし、FSCラベルを製品につけて販売するためには、流通や加工に携わる業者もCOC認証を取得している必要があります。（HPページ下「COC認証」の欄をご覧ください）



製品につけられるラベルは、流通のどの過程でも「環境に配慮して生産された木材なのだ」と、消費者が簡単に見分けられることを意味します

### 認証取得は今や世界的傾向 日本での取得状況は

現在、FSC森林管理認証は世界78カ国、907カ所、認証面積9788万ヘクタール（2008年2月7日現在・FSC国際本部集計）にのぼっており、認証取得件数は現在も月ごとに増加しています。

日本ではどうでしょうか？すでに認証を取得した団体・事業体は全国で23カ所、認証面積は約28万ヘクタールとなっています。

認証取得を検討中の団体などもあり、それらを考えると、今後も件数は増加していくものと思われる。

しかし海外の動向に比べると、日本での動きはあまり活発だといえません。

一般的な認知度が低いこともありますが、1ヘクタール以下の小規模林家が多い日本では、単独で認証を取得するには事務量も多く、経費などの負担もあり、取得が進まない一つの要因になっていると考えられます。

FSC Forest Stewardship Council 〔森林管理協議会〕

## 川根本町が選んだFSC森林認証という選択肢。その狙いは

### 森林認証取得の背景

川根本町は、町の面積497平方キロメートル。その内、森林面積が465平方キロメートルを占める森林に囲まれた町です。

昨年3月に策定した第1次川根本町総合計画では、豊かな自然資源を守る姿勢を「水と森の番人」という言葉に置き換えて表現しています。

大井川の水源地域にあつて豊かな自然を守り、都市住民との交流を図りながら、川根本町の自然環境を活かした茶業や林業、観光などの発展を図っていくという姿勢です。

現在、全世界のあらゆる分野において「環境に配慮すること」や、「質の信頼性・安全性」を確保することが求められています。

特に、農林業などの第1次産業では、食品の偽装問題などもあり、消費者の目は「品質」に対して非常に厳しくなっています。

また国内においては、森林や環境に関する目的税を課す都道府県が増加しています。

静岡県では平成18年度から「森林づくり県民税」が導入され、荒廃林を元の豊かな森林に戻すための動きも活発化しています。

### 森林認証取得の目的

静岡県では平成18年度から「森林づくり県民税」が導入され、荒廃林を元の豊かな森林に戻すための動きも活発化しています。

## 森林管理のためのFSCの10原則

#### ◆原則1 法律とFSCの原則の遵守

森林管理は、その国のすべての森林に関する法およびその国が加盟する全ての国際条約と国際的取り決めを遵守するとともに、FSCの原則と基準に沿うものであること。

#### ◆原則2 保有権、使用权および責務

土地や森林資源に対する長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。

#### ◆原則3 先住民の権利

先住民が、所有・利用または管理する、土地やテリトリーや資源の法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。

#### ◆原則4 地域社会との関係と労働者の権利

森林管理は、林業に従事する者と地域社会とが、長期にわたり社会的・経済的に十分な便益を得られる状態を継続あるいは向上するものであること。

#### ◆原則5 森林のもたらす便益

森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受している様々な便益とを確保できるよう、森林から得られる生産物や多様なサービスの効果的な利用を促進するものであること。

#### ◆原則6 環境への影響

森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そして壊れやすかかげのない生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。

#### ◆原則7 管理計画

森林における事業の規模と内容に応じた適切な管理計画は、文書化され、それに沿って事業が実施され、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。

#### ◆原則8 モニタリングと評価

森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行なわれること。

#### ◆原則9 保護価値の高い森林の保存

保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行われなければならない。

#### ◆原則10 植林

植林は、原則の1から9、及び原則10とその規準に従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的・経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、天然林の管理を補助し、天然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。

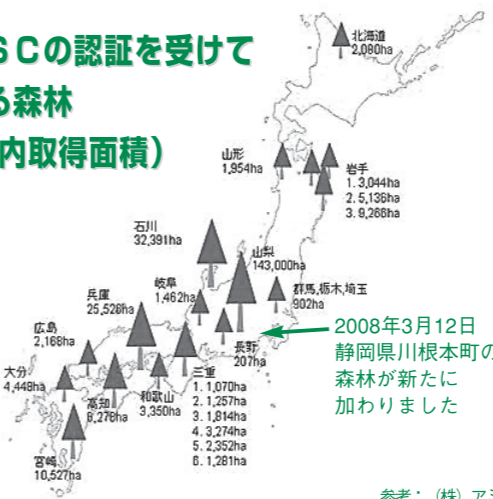
### FSCを選んだ理由

現在、森林認証機関には国際認証機関と国内認証機関がいくつかあります。

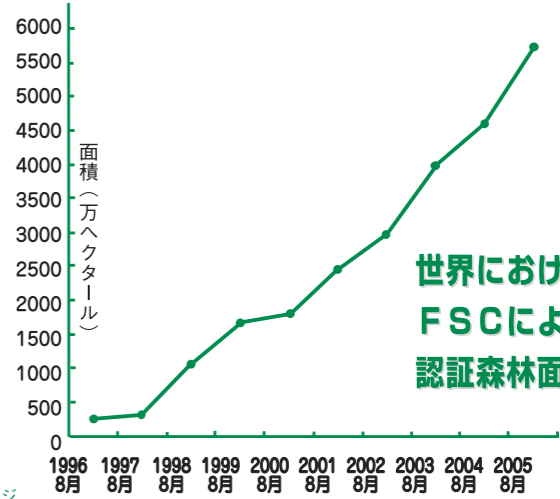
その中でも、FSCは世界で最も広く展開している国際機関です。木材は世界で流通される商品であり、国内における木材の輸出などの動きも活発化してきていることから、その制度の対象範囲や信頼性、専門性などを考慮し、FSC森林認証を選択しました。

認証取得には、単独認証とグループ認証があります。個々の林家の費用負担の軽減と、川根本町としての森林管理の基準とすることから川根本町では「グループ認証」を選択しました。グループには、今後加入することも可能です。

### FSCの認証を受けている森林 (国内取得面積)



参考：(株) アミタホームページ



世界におけるFSCによる認証森林面積の推移